

営業補償算定の実務

1. 営業補償の概要

(1) 営業補償とは

1) 営業補償の性質

- ① 収用損失の補償
- ② 通常生ずる損失の補償

2) 補償の原因（因果関係）

公共事業（土地収用法第3条列記事業等）に必要な土地等の取得等及び当該取得等に伴う建物等の移転。

3) 金銭補償

公共事業の施行者（土地収用法に定める「起業者」）が、土地等の権利者（土地収用法に定める「土地所有者」及び「関係人」）に対し、原則、金銭で補償を行う。

4) 通常得べかりし利益等の損失の補償

公共事業に必要な土地等の取得等及び当該取得等に伴う建物等の移転に起因して通常得べかりし利益等の損失の補償である。

5) 「営業」とは

対価を得て、反復・継続して行う資産の譲渡等及び役務の提供（商法の「商行為」）。

(2) 営業補償の類型

営業補償は以下の1)～4)の4つの類型に分類される。

- 1) 営業廃止の補償
- 2) 営業規模縮小の補償
- 3) 仮営業所を設置して営業を継続する補償
- 4) 営業休止の補償

公共用地の取得に伴う損失補償基準（以下「基準」という。）においては、(3)と(4)をあわせて営業休止等の補償と位置づけている。

1) 営業廃止の補償

○ 要件

営業廃止の補償は、基準第43条に基づき、「通常営業の継続が不能となると認められるとき」に適用することができる。

具体的には、営業所、店舗等が公共用地の取得に伴う損失補償基準細則（以下「細則」という。）第26条第1項各号のいずれかに該当し、かつ、個別的な事情を調査の上、社会通念上当該営業所、店舗等の妥当な移転先がないと認められる場合に適用することができる。

[細則第26条第1項各号]

- ① 法令等により営業場所が限定され、又は制限される業種に係る営業所等
- ② 特定地に密着した有名店
- ③ 公有水面の占有を必要とする業種その他の物理的条件により営業場所が限定される業種に係る営業所等
- ④ 騒音、振動、臭気等を伴う業種その他の社会的条件により営業場所が限定される業種に係る営業所等
- ⑤ 生活共同体を営業基盤とする店舗等であって、当該生活共同体の外に移転することにより顧客の確保が特に困難になると認められるもの

○ 補償の内容（基準第43条1号～4号）

- ・ 営業権
- ・ 資産、商品、仕掛品等の売却損
- ・ 解雇予告手当相当額、転業期間中の休業手当相当額
- ・ 転業期間中の従前の収益相当額
- ・ 解雇する従業員に対する離職者補償

○ 事例

① 煙火工場

法令等（火薬取締法）により営業場所が制限される業種に係る営業所等であり、社会妥当な移転先がないと認められたため。

特徴的な補償の内容として、資産（打ち上げ用筒）、仕掛品（火薬）、商品（煙火）の売却損の補償があげられる。

2）営業規模縮小の補償（基準第45条）

営業規模縮小の補償は、移転方法との関連性が大きく、土地の取得後に残った土地に営業規模を縮小して残存する場合に採用される。

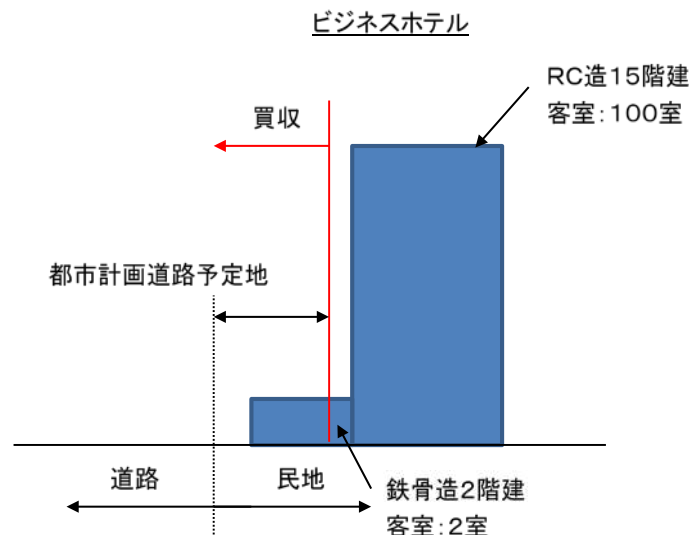
営業規模縮小の補償の要件は基準、細則等に明確な定めはないが、一般的に、①従前と比べ資本又は労働に過剰遊休化が生じること、②営業を継続できる最低限の規模が確保できること（最低限の規模の目安として損益分岐点売上高を確認する。）、③経済的検討等の結果により最も合理的と認められるか、等が確認される。

○ 補償の内容（基準第45条）

- ・ 資産、商品、仕掛品等の売却損
- ・ 資本及び労働の過剰遊休化による損失
- ・ 解雇予告手当相当額
- ・ 経営効率の低下による損失
- ・ 解雇する従業員に対する離職者補償

○ 事例（ビジネスホテル）

- ・ ビジネスホテルの客室の一部が支障



- ・ ゴルフ場内の練習場が支障

ゴルフコースの一部及び屋外練習場の一部が支障となり、残地に屋外練習場の機能を確保することが困難であったため、経済的な観点も考慮のうえ営業規模縮小の補償の算定を行った事例。

3) 仮営業所を設置して営業を継続する補償（基準第44条第2項）

○ 補償の要件（細則第27第2項（一）1号～3号）

- ・ 銀行、郵便局等公益性が強い事業者
- ・ 仮営業の場所があり、その補償額が営業休止する補償額以下るとき
- ・ 災害等による緊急工事等のため仮移転の必要があるとき

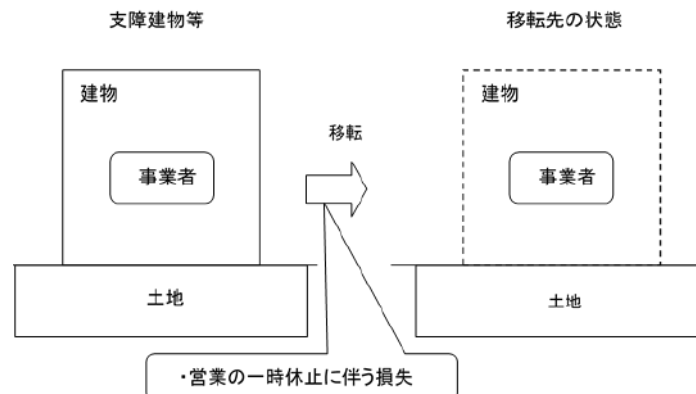
○ 補償の内容（基準第44条第2項及び細則第27第2項（二）及び（三））

- ・ 仮営業所の設置費用
- ・ 仮営業所であるための収益減
- ・ 営業再開後に一時的に失われるであろう利益
- ・ 移転に伴い負担することとなる諸費用

4) 営業休止の補償（基準第44条）

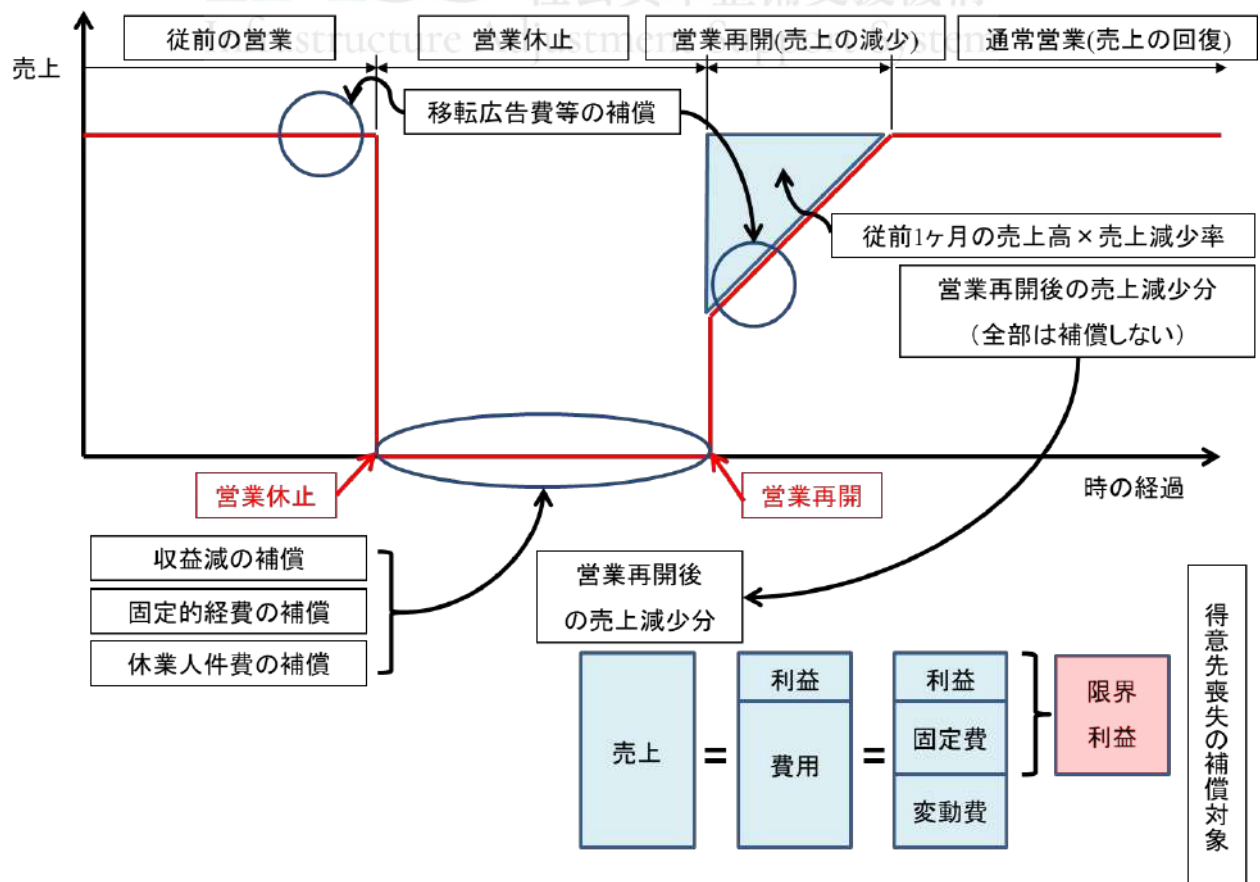
○ 補償の要件

- ・ 建物の移転に伴い通常営業を一時休止する必要がある場合



○ 補償の内容（基準第44条）

- ① 固定的な経費の補償(第1号)
- ② 従業員に対する休業手当相当額の補償(第1号)
- ③ 休業期間中の収益減又は所得減の補償(第2号)
- ④ 一時的に得意を喪失することによって通常生ずる損失の補償(第3号)
- ⑤ 商品、仕掛品等の減損の補償(第4号)
- ⑥ 移転広告費その他店舗等の移転に伴い通常生ずる損失の補償額(第4号)



2. 営業休止の補償の実務

① 固定的な経費の補償

○ 補償の内容

通常休業を必要とする期間中の営業用資産に対する公租公課等の固定的な経費の補償

○ 算定式

固定的な経費の補償額＝年間固定的経費認定額×1／365×補償期間（日）

○ 算定例

$$20,000,000\text{円} \div 365\text{日} \times 10\text{日} = 540,000\text{円}$$



※ 営業休止期間中も継続的に負担しなければならない費用。減価償却費など。

用対連基準細則で例示している固定的経費を掲げると、次のとおりである。

- 一 公租公課（固定資産税、都市計画税、自動車税等）
- 二 電気、ガス、水道、電話等の基本料金
- 三 営業用資産の減価償却費及び維持管理費
- 四 借入地地代、借家家賃、機械器具使用料及び借入資本利子
- 五 従業員のための法定福利費
- 六 従業員のための福利厚生費
- 七 従業員のための賞与、同業組合費、火災保険料、宣伝広告費等

【演習 1】

以下の勘定科目のそれぞれについて、固定的経費の認定の可否を判断して下さい。

なお、移転工法は構外再築工法です。

勘定科目	詳 細	認定の可否 (○又は×)
【租税公課】		
印紙税		
固定資産税		
不動産取得税		
自動車税		
軽自動車税		
自動車重量税		
事業税		

【水道光熱費】		
電気基本料金		
【通信費】		
電話回線基本使用料		
携帯電話基本使用料		
【保険料】		
食品衛生協会・共済掛金		
自動車保険料		
火災保険料・建物		
【減価償却費】		
店舗		
駐車場工事		
冷凍庫及び冷蔵庫		
店舗改装		
【利子割引料】		
信金・長期借入金利息	返済計画書から5年後まで返済が継続 することを確認している	
【賃借料】		
レンタカー	年2回臨時にレンタルしたもの	
地代	近隣に賃借している資材置場	
【広告宣伝費】		
新聞折込チラシ		
カレンダー作成	毎年継続して作成しているもの	
【新聞図書費】		
NHK 受信料	年2回払い	
週刊誌代	毎週購入し店舗に置いてあるもの	
新聞代		
有線放送基本料金	解約違約金の規定有り	
【支払手数料】		
会計事務所顧問料		
振込手数料		
【諸会費】		
飲料組合費		
町会費	継続的に支払っている	

② 従業員に対する休業手当相当額の補償

○ 補償の内容

通常休業を必要とする期間中の従業員に対する休業手当相当額の補償

○ 算定式

休業手当相当額の補償額＝平均賃金×補償率(80／100を標準として60／100～100／100の範囲の率)×補償期間(日)

○ 算定例

$$\frac{825,000\text{円} \times 80\% \times 10\text{日}}{100} = 660,000\text{円}$$

平均賃金 補償率※ 補償額 営業休止期間

※ 80%を標準として60%から100%の範囲内で適正に定める。

平均賃金とは

労働基準法

第11条 この法律で賃金とは、賃金、給料、手当、賞与その他名称の如何を問わず、労働の対償として使用者が労働者に支払うすべてのものをいう。

第12条 この法律で平均賃金とは、これを算定すべき事由の発生した日以前3箇月間にその労働者に対し支払われた賃金の総額を、その期間の総日数で除した金額をいう。ただし、その金額は、次の各号の一によって計算した金額を下ってはならない。

一 賃金が、労働した日若しくは時間によって算定され、又は出来高払制その他請負制によって定められた場合においては、賃金の総額をその期間中に労働した日数で除した金額の100分の60

二 賃金の一部が、月、週その他一定の期間によって定められた場合においては、その部分の総額をその期間の総日数で除した金額と前号の金額の合算額

○ 留意事項

「従業員に対する休業補償の課題点：従業員が一時限りの臨時に雇用されているとき」について

・細則第27第1項第3号ただし書の規定により、従業員に対する休業手当相当額は、従業員が一時限りの臨時に雇用されているときは補償しないものとされており、いわゆるパートタイマー、アルバイトの取扱いが課題となる。

【演習 2】

「賃金台帳」を算定根拠とし、「従業員調査表」の「直近 3 ヶ月の賃金総額、暦日数、平均賃金の欄を埋め、構外再築工法、営業休止期間を 15 日間として従業員に対する休業手当相当額の補償の額を算定して下さい。なお、平均賃金を求めるにあたっての暦日数は 92 日、平均賃金を求めるにあたって控除すべき各種手当相当額はありません。

○ 従業員調査表

名前	職種	直近3ヶ月の賃金総額	暦日数	平均賃金	摘 要
A	役員				
B	営業職				
C	技術職				
D	パート				
E	パート				
F	パート				
合計					

○ 賃金台帳

令和5年1月分

	A	B	C	D	E	F
基本給	300,000	305,000	270,000	84,000	105,000	120,000
役付手当		70,000	50,000			
家族手当		5,000	5,000			
営業手当		3,000				
製造技術手当						
住宅手当						
通勤手当		5,000	8,000			
時間外手当		5,000	0			
総支給額	300,000	393,000	333,000	84,000	105,000	120,000
健康保険	12,000	16,000	14,000			
介護保険	0	0	2,000			
厚生年金	21,000	28,000	25,000			
雇用保険		3,000	3,000	700	800	900
社保合計	33,000	47,000	44,000	700	800	900
所得税	12,000	14,000	11,000	150	1,600	3,000
住民税	86,000	11,000	8,000		5,400	
控除合計	131,000	72,000	63,000	850	7,800	3,900
差引支給	169,000	321,000	270,000	83,150	97,200	116,100

令和5年2月分

上記表と同様

令和5年3月分

上記表と同様

- ・ 計算の便宜上、1月、2月、3月ともに上記表の金額であるものとする。
- ・ A～Fの6名の職種（役職）等は下記のとおり判明している。
A：代表取締役、B：営業部長、C：技術課長、D～F：パートタイマー

③ 休業期間中の収益減又は所得減の補償

○ 補償の内容

通常休業を必要とする期間中の収益減の補償

○ 算定式

休業期間中の収益減又は所得減の補償額＝年間の認定収益（又は所得）額×1／365×補償期間（日）

年間の認定収益額の認定は、営業利益をベースに、販売費及び一般管理費のうち費用としないものを費用として控除（営業利益に加算。）、営業外収益のうち収益に加算できるものを営業利益に加算、営業外費用のうち費用として控除するものを営業利益から控除、特別損益のうち費用又は収益として認定するものを営業利益から控除又は加算する。

○ 算定例

$$\frac{5,000,000\text{円}}{365\text{日}} \times 10\text{日} = 130,000\text{円}$$

年間の認定収益額※ 営業休止期間 補償額

※本来の営業目的に関連した売上－本来の営業目的に関連した費用（営業利益がベースとなる。）

○ 留意点

認定収益額がマイナスの場合は、当該補償はない。

○ 具体的な算定方法

算定式 $P \times \text{営業休止期間} \div 365 \text{日}$

P 認定収益額

$$P = A + B + C - D \pm E$$

A 営業利益

B 一般管理費及び販売費のうち費用としないもの

C 営業外収益のうち収益に加算できるもの

D 営業外費用のうち費用として控除するもの

E 特別損益のうち費用又は収益として控除又は加算するもの

A 営業利益

営業利益は本来の営業活動により発生した売上高から一般管理費及び販売費を控除して求められたものである。収益額は、「営業利益」をベースに、必要とされる費用・収益を加算・減算して認定する。

B 一般管理費及び販売費のうち費用としないもの

租税公課 税法上で必要経費に算入しなくてよいもの及び臨時偶発的な費用は

費用としない。(収益として加算する。)

[例示]

所得税、都道府県民税、市町村民税、法人税、事業税、延滞税（法人税）、利子税、延滞金（都道府県民税）、過怠金（印紙税）、利子割、罰金等。

専従者給与 個人的色彩の強い小規模法人の事業主又はその家族従業員の賃金等で、企業の経理と個人の生計費とが事実上一体となっているような場合、事業主又はその家族従業員の賃金（専従者給与）は、費用とせず収益とすることができる。

C 営業外収益のうち収益に加算できるもの

雑収入 業種によって、小売業等の販売リベートや製造業等のスクラップ等の売却益等の収益が発生するが、これらの収益は、企業本来の営業活動により発生するものでないが、企業本来の営業活動を行うことにより付随して発生するものであるので、収益額として認定する。なお、販売リベート、スクラップの売却益については、損益計算書では明細はわからないので、総勘定元帳等の帳簿を精査し該当する額を収益額と認定する。

D、E 営業外費用又は特別損益のうち費用又は収益として控除又は加算するもの

支払利息割引料

支払利息は、企業が金融機関から運転資金として借りた借入金に対する利息であり、割引料は、受取手形を決済期以前に現金化するときに割り引かれるものである。いずれも企業本来の営業活動以外に発生する費用であるが、企業経営にとって一般的に必要となる費用であり、収益額の認定において常に費用として控除する。なお、長期借入金に係る利子は、別途、固定的経費として補償する。

創立費償却 建設利息

創立費は、会社設立までに支出された諸経費や開業以前に一定の利息を株主に配当した経費等の償却額であり、建設利息は、建物建設時の借入金の利子であり、いずれも繰延資産といわれるもので、商法の規定により固定資産と同じように一定の期間をもって償却をするよう義務づけられているもので、企業経営にとって継続的に発生する費用であるので、費用として控除する。なお、繰延資産の償却は、長期にわたり固定して支出される費用であるので、別途、固定的経費として補償する。

借家権償却 電話債券償却

無形固定資産の償却費で、企業本来の営業活動により発生するものでないが企業経営にとって継続的に発生する費用であるので、費用として控除する。なお、無形固定資産は、長期にわたり固定して支

退職金	出される費用であるので、別途、固定的経費として補償する。 業種によって毎期経常的に損失が発生するような場合は、費用として控除するが、臨時的偶発的なものは控除しない。
各種引当金	各種準備金 利益処分金 特別損益関係の各科目は引当金、準備金、利益処分金等に関するもので、企業本来の営業活動以外の要因により発生する損益で、収益額の判定においては、本来関係のないものである。収益額の認定においては考慮外とする。しかし、業種によって、例えば、自動車関連事業等が毎期継続して機械、自動車等の固定資産を売却することによって発生する損益は、臨時偶発的なものとみるのではなく、本来の営業活動に付随して継続して発生する費用又は収益とみることができるので、このような場合は、費用又は収益として認定することとなる。

損益計算書
(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

1.純売上高		
総売上高	28,134,000	
差引値引、戻り高	28,000	28,106,000
2.売上原価		
期首棚卸高	4,867,000	
当期仕入高	23,397,000	
合計	28,264,000	
期末棚卸高	5,613,000	22,651,000
売上総利益		5,455,000
3.販売費及び一般管理費		
給料手当	1,379,000	
支払運賃	160,000	
荷造材料費	80,000	
保管料	70,000	
燃料費	150,000	
車両修理費	200,000	
消耗品費	170,000	
旅費交通費	200,000	
通信費	120,000	
広告宣伝費	210,000	
福利厚生費	250,000	
減価償却費	321,000	
接待交際費	186,000	
賃借料	151,000	
保険料	180,000	
水道光熱費	150,000	
公租公課	180,000	4,157,000
営業利益		1,298,000
4.営業外収益		
受取利息	71,000	
受取配当金	3,000	
貸倒引当金戻入額	150,000	
受取賃貸料	106,000	
雑収入	66,000	396,000
5.営業外費用		1,694,000
支払利息・割引料	331,000	
貸倒損失	39,000	
貸倒引当金繰入額	206,000	576,000
経常利益		1,118,000
6.特別利益		
退職給与引当金戻入額	3,000	
固定資産売却益	5,000	8,000
7.特別損失		
退職給与引当金繰入額	100,000	
固定資産売却損	15,000	115,000
当期純利益		1,011,000

本来の営業に付随して発生する
収益等を抽出して加算

認定収益額に加算

税法上必要経費に算入しないもの、
臨時偶発的なものを抽出して
費用としない

認定収益額に加算

本業エリア

企業経営にとって一般的に必要な
費用を抽出し、費用とする

認定収益額から減算

非本業エリア

 営業利益は本業に係る利益であり、収益認定のベースとしている。

【演習 3】

「株式会社補償塾損益計算書」及び「損益計算書科目内訳」を算定根拠とし、「認定収益額算定表（その１）」の空欄に数値を記入し、営業休止期間を 15 日間として収益減の補償額を算定して下さい。（当該事業者は消費税の原則課税事業者であり、税抜き経理方式を採用している。）

認定収益額算定表（その１）

科 目				金 額	摘 要
				円	
	営 業 利 益				
①	営 業 利 益				
	営 業 外 利 益				
②	雑 収 入				
③	① + ②				
	営 業 外 費 用				
④	支 払 利 息				
⑤	割 引 料				
⑥	④ + ⑤				
⑦	③ - ⑥				
⑧	事 業 税 等				
⑨	⑦ + ⑧				

収益減の補償額＝

株式会社補償塾 損益計算書

株式会社補償塾

令和4年4月1日～令和5年3月31日

経常損益の部

Ⅰ 営業損益の部

1) 営業収益

売上高

200,000,000

200,000,000

2) 営業費用

売上原価

期首商品棚卸高

10,000,000

当期商品仕入高

100,000,000

合計

110,000,000

期末商品棚卸高

9,000,000

101,000,000

売上総利益

99,000,000

販売費及び一般管理費

役員報酬

15,000,000

給料手当

30,000,000

賞与

7,000,000

雑給

10,000,000

法定福利費

5,000,000

福利厚生費

1,250,000

地代家賃

7,500,000

保険料

700,000

広告宣伝費

600,000

水道光熱費

1,300,000

賃借料

500,000

通信費

300,000

支払手数料

700,000

減価償却費

2,000,000

諸会費

800,000

修繕費

300,000

接待交際費

200,000

旅費交通費

100,000

租税公課

1,300,000

雑費

800,000

85,350,000

営業利益

13,650,000

Ⅱ 営業外損益の部

1) 営業外収益

受取利息

200,000

雑収入

1,000,000

1,200,000

2) 営業外費用

支払利息

7,000,000

7,000,000

経常利益

7,850,000

特別損益の部

特別利益

過年度保険料支払過大額

100,000

100,000

特別損失

固定資産売却損

1,000,000

1,000,000

税引前当期利益

6,950,000

損益計算書科目内訳

○ 販売費一般管理費

・ 租税公課

科 目	金 額	科目摘要
法人事業税	300,000	
自動車税	100,000	
印紙代	100,000	
固定資産税	720,000	土地・建物
重量税	80,000	
科目計	1,300,000	

○ 営業外収益

・ 受取利息

科 目	金 額	科目摘要
預金利子	50,000	
貸付金利息	150,000	
科目計	200,000	

・ 雑収入

科 目	金 額	科目摘要
自動販売機売上	100,000	店舗前に設置
販売リベート	900,000	
科目計	1,000,000	

○ 営業外費用

・ 支払利息

科 目	金 額	科目摘要
短期借入金利子	3,000,000	
長期借入金利子	4,000,000	
科目計	7,000,000	

④ 一時的に得意を喪失することによって通常生ずる損失の補償

○ 補償の内容

一時的に得意を喪失することによって通常生ずる損失の補償

○ 算定式

得意先喪失の補償額＝従前の1ヶ月の売上高×売上減少率×限界利益率

従前の1ヶ月の売上高 損益計算書の純売上高に収益額の認定における営業外収益の収益として認めたりべート等の雑収入を加算した額に1/12を乗じた額。
1ヶ月の売上高＝（純売上高＋雑収入）×1/12

売上減少率 用対連基準細則第27第1項第5号別表第8（売上減少率表）による。
「長期の休業」及び「短期の休業」については、長期はおおむね1か月を超える休業をいい、短期はおおむね1か月以下の休業をいう。

限界利益率 個々の営業体の営業実態、営業実績等に基づき、次式により算出する。
（固定費＋利益）÷売上高
固定費の認定は、用対連基準細則第27第1項第5号別表第9（費用分解基準一覧表）による。
用対連基準細則では限界利益率を求める際に固定費を集計することとしているが、実務では変動費を集計する方法が簡便である。
限界利益率＝（売上高－変動費）÷ 売上高

○ 算定例

$$120,000,000\text{円} \div 12\text{月} \times 1.6 \times 60\% = 9,600,000\text{円}$$

従前の1ヶ月の売上高 (従前の年間売上高＝1億2千万円の場合) 売上減少率×1 (すし店の場合) 限界利益率×2 補償額

※1 営業再開後の減少した売上高の従前の売上高に対する比率。業種、業態、移転方法により定められている統計数値。(細則第27 別表第8)
※2 費用分解基準一覧表に基づき計算により求める。(細則第27 別表第9)

【演習 4】

空欄に数値を記入し、得意先喪失の補償額を算定して下さい。

移轉工法：構外再築工法

營業休止期間：15日間

業種：食品スーパー（小売業）

消費税：原則課税事業者(税抜経理方式を採用)

損益計算書				
売上高				100,000,000
総売上	売上	上値	高引	△ 5,000,000
純売上	純売上	上高		95,000,000
売上原価				
期首商品棚卸高				1,000,000
当期商品仕入高				15,000,000
期末商品棚卸高				△ 1,200,000
売上原価	売上	原価		14,800,000
売上総利益				80,200,000
販売費及び一般管理費				
租税公課				5,000,000
水道光熱費				20,000,000
交際費				1,000,000
給料手当				25,000,000
容器包装費				20,000,000
				71,000,000
営業利益				9,200,000
営業外収益				
雑収入				
リベート収入				2,000,000
受取利息				5,000,000
受取配当金				1,500,000
国税還付金				200,000
合計				8,700,000

(1) 従前の1ヶ月の売上高

1ヶ月の売上高 = (純売上高 + 雑収入) ÷ 12月
 = (円 + 円) ÷ 12
 = 円 (円未満切捨て)

(2) 売上減少率

売上減少率 =

(3) 限界利益率

$$\begin{aligned} \text{限界利益率} &= \frac{\text{売上高} - \text{変動費}}{\text{売上高}} \\ \text{限界利益率} &= \frac{\boxed{} \text{円} - \boxed{} \text{円}}{\boxed{} \text{円}} \\ &= \boxed{} \% \quad (\text{小数点第2位以下切捨て: 例 } 11.1\%) \end{aligned}$$

(4) 補償額の算定

得意先喪失の補償額 = 従前の1ヶ月の売上高×売上減少率×限界利益率
= 円

⑤ 商品、仕掛品等の減損の補償

店舗等の移転の際における商品、仕掛品等の減損等の補償が基準に規定されている。
営業休止の前に商品等を売り切ることが多いため、当該補償は考慮されないことが多い。

⑥ 移転広告費その他店舗等の移転に伴い通常生ずる損失の補償額

○ 補償の内容

店舗等の移転に際して通常生ずる損失の補償として移転広告費等、開店祝費及びその他の移転雑費がある。移転広告費は、閉店時と開店時とにかかる費用があり、閉店時には、閉店広告費と移転広告費、開店時には、開店広告費と開店祝費がある。閉店広告費と開店広告費は、不特定な顧客に対して行う広告で、移転通知費は、特定の得意先や仕入先に対して行う通知費用である。

○ 算定式

A 移転広告費

移転広告は、閉店時と開店時とに分け、不特定の消費者に対し通常チラシによる新聞折り込み広告により行われる。補償の内容は、その配布枚数と回数により決定され、補償対象となる企業の業種、規模、補償対象地域の商圈の世帯数、現に企業が過去に行ったチラシ広告の実績等により配布枚数を判定し、補償額を決定する。なお、チラシの配布回数については、移転前と移転後の2回を原則とし、場合によっては3回（移転前1回と移転後2回）とし、これにより難しい場合は、営業者や地域の実情を考慮して補正する。

[算定式]

$$\text{移転広告費} = (\text{チラシ印刷代} + \text{新聞折込料}) \times \text{配布枚数} \times \text{回数}$$

B 移転通知費

通常ハガキにより特定な得意先等に対して行うものであるため、閉店時に1回行う。通知枚数は、得意先名簿や取引先名簿等の帳簿を調査することにより判定するが、不明な場合は、年賀状や暑中見舞用はがきの購入枚数や聞込み調査によりその枚数を判定する。

[算定式]

$$\text{移転通知費} = (\text{はがき印刷代} + \text{切手代}) \times \text{通知枚数}$$

C 開店祝費

開店祝費は、開店時に得意先や取引先を招待し祝賀するときに要する費用である。その費用は、得意先や取引先の招待に要する費用、祝賀会に要する費用及びその他開店祝に関して通常想定される費用からなる。開店祝は移転先の新店舗敷地で行うことを原則とする。

招待に要する費用は、招待状・封書代、印刷代及び切手代であり、祝賀会に要す費

用としては、酒代、肴代、記念品代、胸飾代、盛花代及び幔幕の使用料がある。その他開店祝に関して通常想定されるその他の費用としては、案内看板及び必要に応じて祝賀会当日の駐車場の借り上げ料が想定される。これらの費用は、広告代理店、イベント関連事業等の専門者からの聞き込み調査により決定する。

[算定式]

開店祝費＝イ＋ロ＋ハ

イ 招待に要する費用（招待状・封書＋印刷代＋切手代）×招待客数

ロ 祝賀会費（酒代、肴代、赤飯代、記念品代等）×招待客数＋会場費

ハ その他の費用

なお、開店時の捨て看板、アドバルーン等については、企業の実態を調査し、必要に応じて補償する。